

## 労働災害防止のためのチェックリスト

このチェックリストは、労働災害防止のために事業場が取り組みべき主要な項目を取りまとめたものです。  
事業場における労働災害防止対策の実施状況を確認してみましょう。

### 安全衛生教育の実施

- |   |                                    |  |
|---|------------------------------------|--|
| 1 | 労働者の雇入れ時、作業転換時に労働災害防止に関する教育を実施している |  |
| 2 | 管理的な業務を行う労働者に対し安全衛生管理に関する教育を実施している |  |
| 3 | 免許・技能講習等の法定資格の必要な作業には、資格者を配置している   |  |
| 4 | 機械等の操作に関して作業実態に応じた安全衛生教育を実施している    |  |

### 転倒・腰痛災害防止のための措置

- |   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 身の回りの整理・整頓を行い、通路や階段、出口に物を放置せず、安全な通路を確保する |  |
| 2 | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いている         |  |
| 3 | 作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズの合ったものを着用させている  |  |
| 4 | 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけている          |  |
| 5 | 腰痛予防体操を作業開始前や作業の合間に行っている                 |  |
| 6 | 腰に負担がかかる重量物の取扱いや不自然な体勢による作業の軽減を行っている     |  |

### 高齢労働者に配慮した措置

- |   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 加齢に伴う身体・精神機能の低下を踏まえた職務配置、教育等を実施している      |  |
| 2 | 通路を含め、安全に行動できるように十分な明るさ（照度）を確保している       |  |
| 3 | 警報音等は聞き取りやすい中低音域の音とし、パトライト等は有効視野内に設置している |  |
| 4 | 階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消している             |  |

### 墜落・転落災害防止のための措置

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | 高所やビット等で墜落・転落の恐れのある作業床等の端には、囲い、手すり、覆いなどを設けている                                 |  |
| 2 | トラックやコンテナ等へのシート掛け・シート外しを行う際は、安全な作業床の設置、又は墜落制止用器具及び保護帽を使用させている                 |  |
| 3 | 高さ2m以上の箇所で足場等の設置が困難な場所には、適切な墜落制止用器具を使用させている                                   |  |
| 4 | 高い位置の作業では作業台を設置し、はしごや脚立は極力使用させない  |  |
| 5 | はしごや脚立を使用する場合、はしごは上部を固定するなど転倒防止措置を講じ、脚立は開き止めを確実に掛け天板上での作業をしないなど適切な使用方法を徹底している |  |

### 機械へのはさまれ・巻き込まれ災害防止のための措置

- |   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 機械の駆動部など、はさまれ・巻き込まれの恐れのある箇所には、覆いを設ける等の措置を講じている                 |  |
| 2 | 機械の清掃、検査、修理、調整等の作業を行う際は、機械の運転の停止を確認したうえで作業を行っている               |  |
| 3 | 上記作業のため運転を停止している機械について、起動装置に表示板をかける等、他の労働者が運転することを防止する対策を講じている |  |
| 4 | 車両系荷役運搬機械・車両系建設機械、移動式クレーン等との接触等による危険を防止するため措置を講じている            |  |

### 交通労働災害防止のための措置

- |   |                                      |  |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 交通労働災害防止にかかる意識啓発等のために労働者に対して教育を行っている |  |
| 2 | 運転業務の前に体調、飲酒の状況等を確認している              |  |
| 3 | 運行経路における交通安全情報マップを作成し、労働者に周知している     |  |
| 4 | 適正な労働時間管理及び適正な走行計画を作成し指示している         |  |

### 労働災害防止に関する情報を共有するための措置

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | ヒヤリ・ハット情報を収集し、危険状態を把握するとともに労働者間で情報を共有している |  |
| 2 | 危険箇所について見える化を図り、注意喚起を行っている                |  |
| 3 | 事業場内や配送経路における危険マップを作成し共有している              |  |
| 4 | 危険予知訓練（KYT）を導入し、実施している                    |  |
| 5 | リスクアセスメントを導入し、リスク低減措置を講じている               |  |
| 6 | 荷主と運送業者との間で荷積・荷卸作業にかかる連絡調整を行っている          |  |